

男女共同参画配慮度評価(チェックポイント5)の見直しについて

1 男女共同参画配慮度評価とは

「男女共同参画基本計画」を実効性のあるものとするため、県施策について男女共同参画を推進する視点からの配慮の度合いを評価する（平成15年度から導入）

2 見直しの趣旨

男女共同参画の推進に配慮を進めるとともに、性の多様性の尊重の視点から見直しを行う。

男女共同参画配慮度評価(チェックポイント5)	考え方
1 事業の対象となる人々及びその現状を <u>男女別</u> に把握したか	性別を確認する際、必要な配慮を行う (例) 性別欄に、「その他」「答えたくない」等を設ける。
2 事業の企画、立案、実施の際、 <u>女性、男性双方</u> の意見を聞いたか、または双方が参加したか	性の多様性の尊重の視点から、配慮を行う (例) 「性別にかかわらず」と修正する。
3 <u>女性、男性双方</u> にとって利用・参加しやすいような配慮をしたか	性の多様性の尊重の視点から、配慮を行う (例) 「性別にかかわらず」と修正する。
4 事業の方向性を男女共同参画に配慮したか	—
5 事業の効果が <u>女性、男性それぞれ</u> に寄与したか	性の多様性の尊重の視点から、配慮を行う (例) 「性別にかかわらず」と修正する。

3 スケジュール

令和5年1月(予定) 次回男女共同参画審議会において、見直し案を提示し、審議予定
令和5年4月～ 新たな「チェックポイント5」により自己評価の実施